④　実質売却価額が確定更生担保権額を下回った場合、確定更生担保権額として弁済できない部分については、当該更生担保権者の他の一般更生債権と合算し、合算後の金額に対し、本章第３節の２⑴ないし⑶の定めを準用し、一般更生債権と同様の権利の変更をし、弁済する。この場合の債務免除の時点は、実質売却価額の弁済時とする。なお、この場合、当該時点において、既に、更生計画による弁済期が経過している分割弁済金の未払額がある場合は、その金額を加算して、免除後に最初に到来する弁済期に支払う。但し、この場合、利息は付さないものとする。

イ①　管財人は、平成25年３月末日までに、裁判所の許可を得て担保不動産を売却する。ただし、本章第３節の２⑷の定めに基づく更生債権の繰上げ弁済を行う場合には、裁判所の許可を得て、売却期間を短縮することができる。

②　管財人は、担保不動産を売却するにあたり、当該不動産にかかる更生担保権者に売却価格、売却条件、売却先等を通知して意見を聞く。これに対し、当該更生担保権者から、上記通知後２ヶ月以内に、後記⑤の処分条件を満たす、より有利な売却の申し出がなされた時は、管財人は当該更生担保権者の求める売却を行う。

③　更生担保権者は、前記①に定める期間中、自ら売却の努力をすることができ、管財人に対し、売却先、売却価格、売却条件等を通知して担保不動産の売却を求めることができる。この場合、管財人は、上記通知後２ヶ月以内に、後記⑤の処分条件を満たす、より有利な売却の申し出がなかったときは、当該更生担保権者の求める売却を行う。

④　担保不動産を平成25年３月末日までに売却できなかった場合には、当該更生担保権者は、平成25年５月末日までに、次のⅰ）からⅲ）のいずれかの方法を選択することができる。なお、当該更生担保権者がⅰ）からⅲ）のいずれも選択しなかったときは、ⅲ）を選択したものとみなす。但し、当該不動産を担保権の目的とする複数の更生担保権者が存在する場合、当該複数の更生担保権者は、ⅰ）又はⅲ）のいずれかの方法のみを選択することができるものとし、当該複数の更生担保権者のうち一人でもⅰ）を選択したときは、他の更生担保権者もⅰ）を選択したものとみなし、当該各更生担保権者が、上記期間内に、ⅰ）又はⅲ）のいずれをも選択しなかったときは、当該各更生担保権者はⅲ）を選択したものとみなす。

ⅰ）当該更生担保権者において、平成26年３月末日までの間に、売却の努力をすることとし（その場合の手続は、イ③の定めを準用する。）、それにもかかわらず担保不動産が売却できなかったときは、平成26年５月末日までの間に、ⅱ）又はⅲ）（但し、当該不動産を担保権の目的とする複数の更生担保権者が存在する場合はⅲ））を選択すること。なお、当該更生担保権者が、上記期間内にⅱ）またはⅲ）のいずれも選択しなかったときは、ⅲ）を選択したものとみなす。

ⅱ）確定更生担保権額の弁済に代えて当該不動産を平成25年７月末日に代物弁済により取得すること（但し、ⅰ）を経由した上でⅱ）を選択した場合は、当該不動産を平成26年７月末日に代物弁済により取得する。）。

ⅲ）確定更生担保権額を一般更生債権とみなし、弁済を受けること。この場合、当該確定更生担保権額について、当該更生担保権者の他の一般更生債権と合算し、合算後の金額に対し、本章第３節の２⑴ないし⑶の定めを準用し、一般更生債権と同様の権利の変更を受け、弁済を受ける。この場合の債務免除を受ける時点は、本条項を選択した（選択したものとみなされる場合を含む。以下、同じ。）時点とする。なお、本条項を選択した時点において、既に、更生計画による弁済期が経過している分割弁済金の未払額がある場合は、その金額を加算して、免除後に最初に到来する弁済期に支払う。但し、この場合、利息は付さないものとする。

⑤　管財人が担保不動産を売却し、又は当該更生担保権者が第１の２⑵イ③若しくは同④ⅰ）の定めに従い、管財人に対し担保不動産の売却を求める場合の原則的な処分条件は、現状有姿かつ公簿売買とし、売主である管財人は、境界確認の責任及び瑕疵担保責任を負わないものとする。

第２　所有権留保にかかる更生担保権

１　確定債権

合計　１億6627万2840円及び額未定

別表７－２－１、同７－２－２

（内訳）省略

（債権者数）６名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　継続使用を予定する動産の所有権留保にかかる更生担保権

別表７－２－１「更生担保権弁済計画表（継続使用を予定する所有権留保物件）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を弁済するものとし、平成22年３月末日を第１回目の弁済日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成26年３月末日まで、合計５回にわたり均等額を分割弁済する。

⑵　処分を予定する動産の所有権留保にかかる更生担保権

別表７－２－２「更生担保権弁済計画表（処分を予定する所有権留保物件）」記載の債権については、本章第１節第１の２⑵の定めを準用する。

第３　リースにかかる更生担保権

１　確定債権

合計　1205万5639円

別表７－３

（内訳）省略

（債権者数）９名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７－３「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を弁済するものとし、平成22年３月末日を第１回目の支払日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成26年３月末日まで合計５回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、４回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、５回目に残額を支払う形で調整する。

第４　株式にかかる更生担保権

１　確定債権

合計　436万8000円

別表７－４

（内訳）省略

（債権者数）１名